

第1章



計画の策定にあたって

本章では、この計画を策定する背景や趣旨、計画の対象、計画期間等について記載しています。

1 策定の背景

(1) 少子化の進行の状況

(全国の状況)

女性一人が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率（※）の低迷が続き、少子化が進行しています。子どもの人口は徐々に減少してきており、平成20年は約2,079万人となっています。（図1参照）

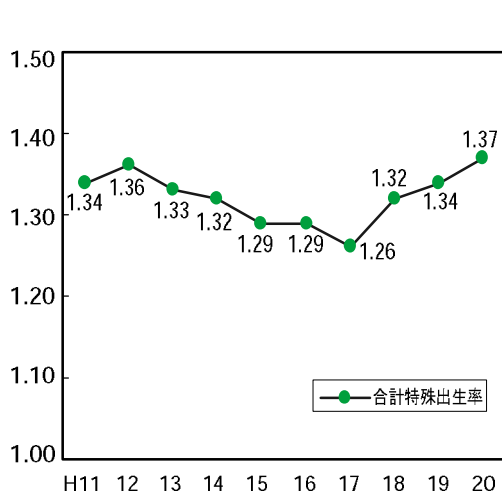
急速な少子化の進行は、社会保障の負担の増加、地域社会の活力低下、労働力人口の減少などに影響を与え、我が国にとって少子化対策は最重要課題の一つとなっています。（図2参照）

※合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

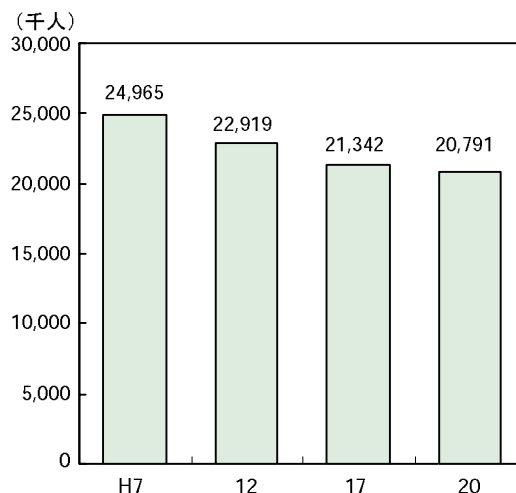
図1 全国の合計特殊出生率の推移と子どもの人口

全国の合計特殊出生率の推移

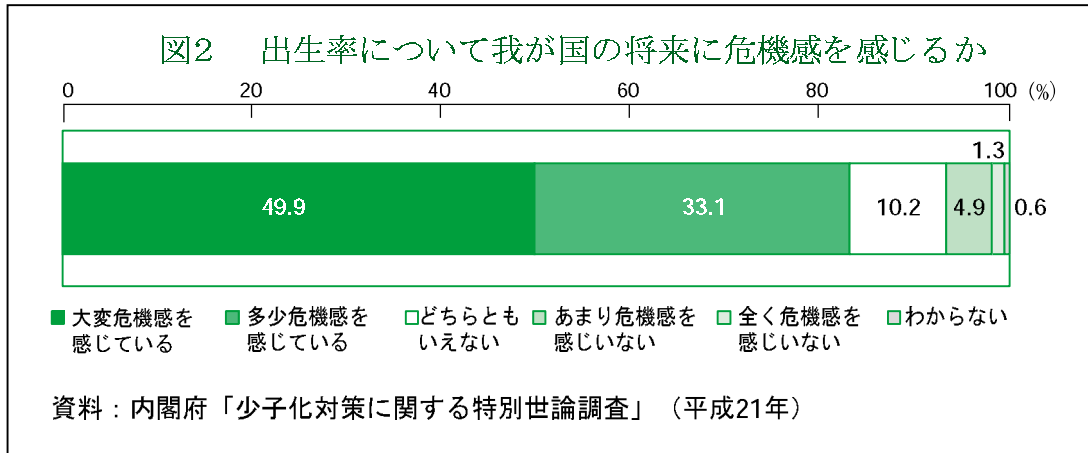


資料：厚生労働省「人口動態統計」

全国の子どもの人口(0～17歳)



資料：総務省「国勢調査」（平成7～17年）
総務省「人口推計」（平成20年）

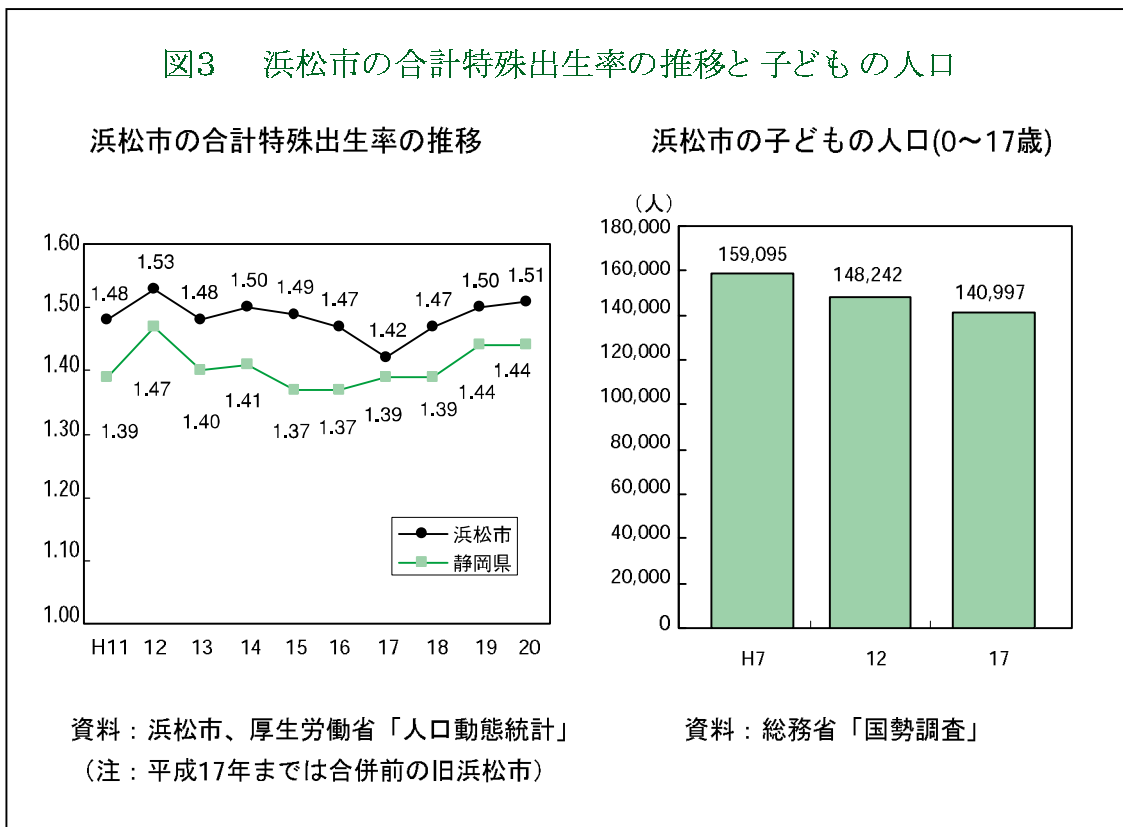


（浜松市の状況）

平成20年の浜松市の合計特殊出生率は1.51（静岡県が1.44、全国が1.37）と、平成19年より若干上昇したものの、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率である人口置換水準(2.1前後)を大きく下回る状況が続いています。

（図3参照）

本市においても子どもの人口が減少しており、平成17年時点では約14.1万人と、10年前と比べて2万人弱減少しています。（図3参照）



(2) 国の施策の経緯

平成14年9月に厚生労働省がまとめた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が、仕事と子育ての両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをするすべての家庭を支える視点を重視し、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとされました。

その後、平成15年7月、地方自治体及び企業において10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年4月から施行されています。

平成16年12月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。このプランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130に及ぶ総合的な計画で、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。目標値は、全国の市町村計画と関連付けたものにより、プランの推進が、全国の市町村行動計画の推進を支援することにもなります。

また、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

さらに、平成19年12月には、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定されました。この重点戦略においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離が注目され、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するための「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行で取り組んでいくことが必要不可欠であるとしています。

そして、平成22年1月には、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

(3) 本市におけるこれまでの取組

本市においては、国・県の方針を受けて平成9年度に子育て支援総合計画として「はままつ友愛のエンゼルプラン」を策定し、平成10年度から16年度の計画期間に子育て支援施策を展開してきました。

また、平成13年度には、社会情勢などの変化を取り入れるため、計画の見直しを行い「新はままつ友愛のエンゼルプラン」として、重点的に進めるべき事業などを定め、取り組んできました。

これらの「エンゼルプラン」を継承する子育て支援のための総合計画という性格と「次世代育成支援対策推進法」に方向付けられた「次世代の親を育てる」という視点を加味し、平成17年3月に「浜松市次世代育成支援行動計画」を策定しました。同年7月の12市町村の合併を機に、各市町村で作成した行動計画を浜松市の行動計画として統合し、一本化しました。

前期行動計画の計画期間中である平成17年度から21年度の5年間は、「いきいきとした笑顔が輝く子どもたちの育ちをめざして、子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松」を基本理念に、「地域社会における子育て支援」、「子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進」、「心身の健やかな成長を願う教育環境の整備」など7つの基本施策に基づき158の事業を実施してきました。

前期行動計画のうち、目標数値を設定している137事業の達成率を単純加算平均した計画全体の達成率は、平成17年度から20年度までの4年間で94.3%となり、前期行動計画全体の進捗状況についてはおおむね順調な結果となっています。しかし、施策体系別では、職業生活と家庭生活の両立の推進などで施策関連事業数が少なく達成率も低くなるなどの課題もありました。

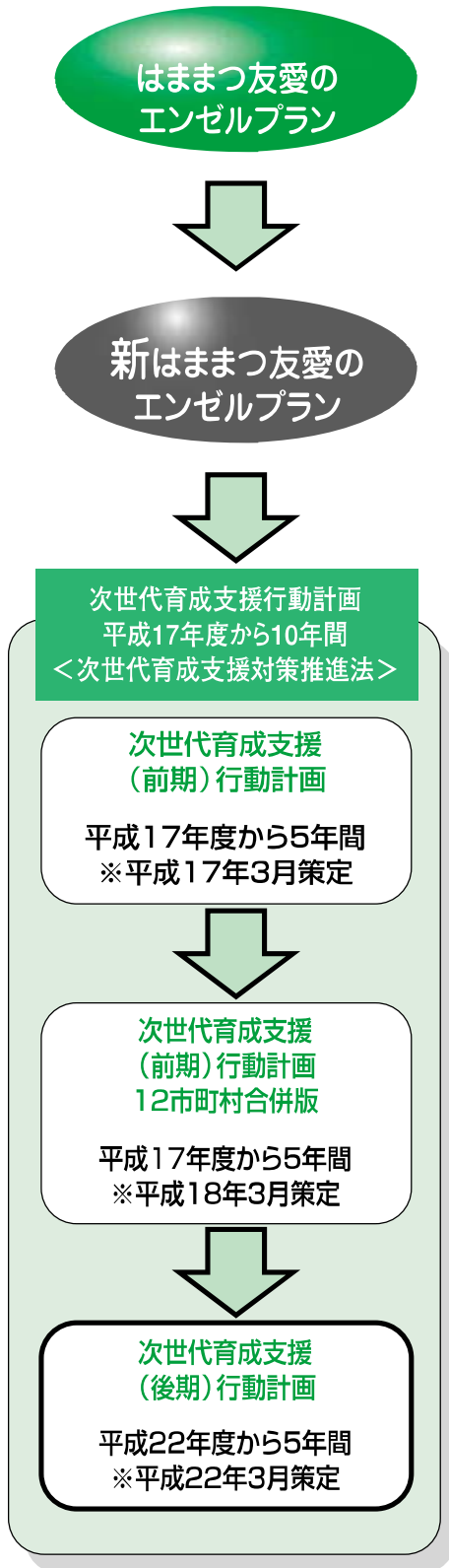
次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から10年間の集中的な取組を推進するものであり、中間年で計画の見直しを求めています。

本市においても、前期行動計画を見直し、後期行動計画を策定しました。計画の策定にあたっては、前期行動計画の取組の評価や見直し等を通じて、子どもの育ちや子育てを取り巻く様々なニーズに対応できるよう、今後5年間の取組となる施策、事業を位置付けています。

また、未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための基本理念や、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の役割などを定めた「浜松市子ども育成条例」を、平成22年3月に制定しました。

今後、市は、この条例や行動計画に基づき、市民の皆様一人一人の子どもの育ちや子育て支援等に対する意識を高め、子育てしやすい環境を整えていくことにより、「生き生きとした笑顔が輝く子どもの育ちを目指して、“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”」を皆様とともに築き上げ、活力ある地域社会の維持発展に努めていきます。

【浜松市における子育て支援等に関する計画策定の経過】



平成9年度策定

【計画期間】平成10年度～平成16年度

基本理念「安心して子育てができるまち浜松」

- ・「緊急保育対策5カ年事業」などを中心とした保育事業に目標を設定し、計画の推進を図った。

平成13年度見直し、策定

【計画期間】平成14年度～平成16年度

- ・再度、ニーズ調査を行い、当初の計画の修正を行うとともに、重点施策を設定し計画の推進を図った。

平成16年度策定 〈前期行動計画〉

【計画期間】平成17年度～平成21年度

基本理念 「いきいきとした笑顔が輝く子どもたちの育ちをめざして“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”」

- ・保育サービスをはじめ、各施策の目標事業量を設定し、計画の推進を図った。

平成17年度策定 〈12市町村合併版〉

- ・12市町村の合併に伴う各地域の特性や特色を盛り込んだ行動計画（合併版）を策定し推進を図った。

平成21年度策定 〈後期行動計画〉

【計画期間】平成22年度～平成26年度

基本理念 「生き生きとした笑顔が輝く子どもの育ちを目指して“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”」

- ・保育サービスをはじめ、各施策の目標事業量を再設定し、計画の推進を図る。

2 計画策定の趣旨

生き生きとした笑顔が輝く子どもの育ちを目指して、子育て中の保護者が少しでも安心して子育てができ、子育てが楽しいと感じられるような社会を構築していく必要があります。また、次代を担う子どもを育てている家庭を社会全体で支えていくために、人、都市基盤、制度などの環境を総合的に整えていく必要があります。このような環境を作ることにより、子どもが健やかに育ち、子育てが楽しいと感じられた家族が、さらに子どもを生み育てたいと自然に感じられ、ひいては地域社会の中で子どもを育てていることに誇りを感じられるような社会の実現を目指していく必要があります。

こうした背景から、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づき、「浜松市次世代育成支援（後期）行動計画」を策定します。

なお、後期行動計画の推進にあたっては、浜松市総合計画をはじめ、分野計画である浜松市教育総合計画、浜松市地域福祉計画、浜松市障害者計画、浜松市障害福祉計画、浜松市ひとり親家庭等自立促進計画、浜松市男女共同参画計画、健康はままつ21、浜松市食育推進計画、浜松市ユニバーサルデザイン計画などとも整合性を図りながら、関係部局と連携・協力を図っていきます。

3 計画の対象及び期間

（1）計画の対象

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、市、子ども、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民等すべての人及び団体等が対象となります。

（2）計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、生活環境など、子どもや子育て中の親、今後、親になる人にかかわりのある分野を含む、すべての分野とします。

（3）計画期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

4 「浜松市子ども育成条例」との一体的な推進

未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくためには、行政の取組はもちろん、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民などが連携・協力し、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の役割を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指すことを目的に、「浜松市子ども育成条例」を制定しました。（平成22年4月1日施行）

条例制定後は、条例の目的や基本理念、それぞれの役割などについて、様々な手法を用いて普及啓発に努めます。

また、次世代育成支援（後期）行動計画においては、子どもや子育て家庭を取り巻く様々なニーズに対応できるよう、今後5年間の施策・事業を位置付け、条例と計画を一体的に推進していきます。

子どもが生き生きと輝き、 子育てがしやすく楽しいと 感じられる社会の実現

浜松市次世代育成支援（後期）行動計画
（施策・事業）

